

## 加西市都市計画マスタープラン(案)について意見募集

加西市は、平成22・23年の2か年で、都市計画マスタープランを改訂しています。

都市計画マスタープランとは、道路や公園、下水道、土地利用のあり方など、将来のまちづくりについて、目標や将来像を定めたものです。

加西市の都市計画マスタープランは「花と文化の交流都市 加西」をまちづくりの目標に、20年後(平成37年)の将来像を展望した計画として、平成17年3月に策定しました。

策定から5年以上が経過し、この間の社会経済情勢の大きな変化や、上位計画である市総合計画が改訂されたことにより、都市計画マスタープランを改訂するものです。

新たな都市計画マスタープラン(案)について、次の通り公表しますので皆様のご意見をお寄せください。

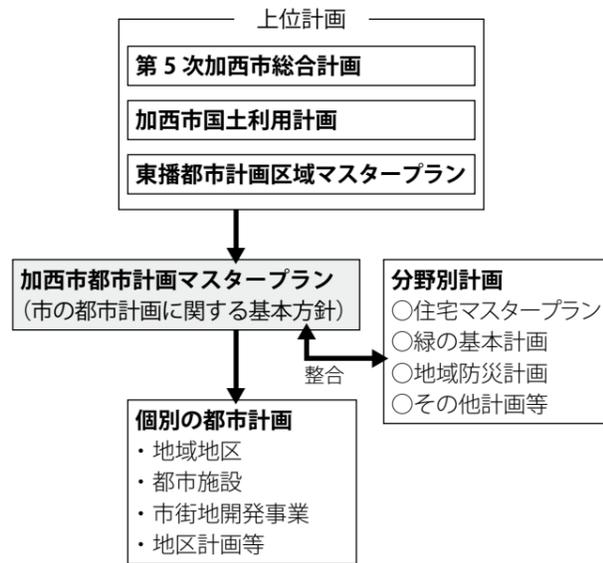
### ■公表資料閲覧場所

都市開発部都市計画課(市役所5階・平日)、市民会館、各公民館、地域交流センター、図書館、市ホームページ

### ■公開資料

- ・これまでの策定経過
- ・加西市都市計画マスタープラン(案)

### ■都市計画マスタープランの位置づけ



### ■意見募集期間

12月5日(月)～平成24年1月5日(木)まで。  
※お寄せ頂いた意見と、それに対する加西市の考え方は、1月13日(金)から市ホームページで公表します。

### ■意見提出方法

住所、氏名を記入の上、郵送、持参、FAX又はEメールで下記までお寄せ下さい。様式は自由です。

### ■地区別説明会のお知らせ

都市計画マスタープラン(案)について、次の通り地区別説明会を開催します。

校区を問わず、全ての開催場所で、どなたでも参加できます。



開催日時		場所
12月24日(土)	10:00～11:00	善防公民館
	13:30～14:30	市民会館
12月25日(日)	10:00～11:00	南部公民館
	13:30～14:30	北部公民館

【意見提出先】 ☎675-2385(住所表記不要) 都市計画課 ☎48753 FAX④1998 toshi@city.kasai.lg.jp

## 農業委員会委員選挙人名簿への登載申請

毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙の選挙権行使の基本となる選挙人名簿を作成します。

12月中旬に区長(農会長)さんを通じて「選挙人名簿登載申請書」を農家の皆さんに配付しますので、該当する方は注意事項を読んで、押印の上、農業委員会事務局まで提出してください。



### ■選挙権を有する人(次の全てに該当)

- ①加西市に住所を有し、平成4年4月1日以前に生まれた者
- ②10a以上の農地について耕作の業務を営む者、または、同居の親族、配偶者で概ね年間60日以上の耕作に従事している者

■提出期限/平成24年1月10日(火)までの提出にご協力ください。

【問合せ先】 農業委員会事務局 ☎48782 FAX④8732 nogyo@city.kasai.lg.jp

## 年金の請求をお忘れではありませんか

次の場合に該当される方は、年金を請求できる場合があります。お早めに下記の問合先までご相談ください。

### ■年金の加入期間が25年未満の方へ

- 年金の加入期間が25年未満でも、カラ期間(年金には反映されないが、受給資格を判断する時には算入される期間)と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。
- 生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合があります。

### ■60歳以上で、会社にお勤めの方へ

- 現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。
- 給与の額などに応じて、年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

### ■年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ

- 70歳になっても、年金は自動的に支払われません。
- 年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

### ■厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

- 厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減少されることはありません。速やかに請求を行ってください。



【問合せ先】 市民課年金担当 ☎48722 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp

## 固定資産税に関する届出

### ■償却資産の申告について

償却資産(固定資産税)の申告は、平成24年1月20日(金)までをお願いします。

### ■申告していただく方

法人や個人で工場や商店などを経営している方や不動産貸付業(共同住宅や駐車場等)、農業などの事業を行っている方で、事業用に使用する機械・器具・備品・構築物などの償却資産を持っている方は、固定資産税の課税対象となります。平成24年1月1日現在における資産状況の申告が必要です。

※例年申告していただいている方については、12月中頃に送付する申告用紙により提出してください。平成23年中に新たに事業を始めた方など、申告用紙が届かない場合はご連絡をお願いします。

### ■インターネットによる電子申告システム(エルタックス)について

エルタックスをご利用いただくことによりインターネット経由で申告手続きを行うことができます(全資産申告、増加資産/減少資産申告)。ご利用にあたっては、利用届出が必要です。詳細についてはエルタックスのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

### ■家屋調査について

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の状況で課税することになっています。平成23年中に家屋を新築、増築されて家屋評価が終わっていない方や、家屋を取り壊された方は、ご連絡をお願いします。

【問合せ先】 税務課資産税担当 ☎48713 FAX④5700 zeimu@city.kasai.lg.jp

### ■ご存知ですか。個人住民税の特別徴収

個人住民税の「特別徴収」とは、給与を受け取る際に所得税と同様に住民税が天引きされ、給与支払者(会社等)が従業員に代わって住民税を納める制度です。本人が年4回納める普通徴収に比べ、納め忘れがなくなり、年12回の支払のため1回あたりの金額が少なくて済みます。この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収をする全ての給与支払者に義務づけられています。特別徴収へのご理解とご協力をお願いします。

### ■納期内完納にご協力をお願いします

平成23年度固定資産税・都市計画税3期、国民健康保険税(普通徴収)6期の納期限は12月26日(月)です。

問合せ先/税務課税制担当 ☎48712